



平成16年 4月13日 (火)  
第 1 563 号  
( 毎週火・金曜日発行 )  
http://www.pref.shimane.jp/

目 次

告 示

|                                    |            |   |
|------------------------------------|------------|---|
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定         | ( 高齢者福祉課 ) | 1 |
| 介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定          | ( " )      | 1 |
| 介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退       | ( " )      | 2 |
| 児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定           | ( 障害者福祉課 ) | 2 |
| 身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定        | ( " )      | 2 |
| 知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定        | ( " )      | 3 |
| 知的障害者福祉法の規定に基づく指定知的障害更正施設等の指定      | ( " )      | 4 |
| 解除予定保安林 ( 3 件 )                    | ( 森林整備課 )  | 4 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 | ( 経営支援課 )  | 5 |
| 貸金業務取扱主任者研修に係る事務の委任                | ( " )      | 6 |
| 電線共同溝を整備すべき道路の指定                   | ( 道路維持課 )  | 6 |
| 道路の位置の指定                           | ( 建築住宅課 )  | 6 |

公 告

|                           |             |   |
|---------------------------|-------------|---|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 | ( 環境生活総務課 ) | 7 |
| 都市計画変更の図書の縦覧              | ( 都市計画課 )   | 7 |

告 示

島根県告示第410号

介護保険法 ( 平成 9 年法律第123号 ) 第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称       | 指定した事業      | 事業所の名称     | 事業所の所在地          | 指定年月日       |
|--------------|-------------|------------|------------------|-------------|
| 社会福祉法人 かも福祉会 | 短期入所生活介護    | 笑寿苑 短期入所   | 大原郡加茂町大字加茂中915番地 | 平成16年 4月 1日 |
| 社会福祉法人 あま福祉会 | 痴呆対応型共同生活介護 | グループホーム諏訪苑 | 隠岐郡海士町大字海士3964番地 | 平成16年 4月 1日 |

島根県告示第411号

介護保険法 ( 平成 9 年法律第123号 ) 第48条第 1 項第 1 の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第 1 号の規定に基づき公示する。

平成16年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

| 開設者の名称       | 施設の名称         | 施設の所在地           | 指定年月日     |
|--------------|---------------|------------------|-----------|
| 社会福祉法人 かも福祉会 | 特別養護老人ホーム 笑寿苑 | 大原郡加茂町大字加茂中915番地 | 平成16年4月1日 |

## 島根県告示第412号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定に基づき、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2号の規定に基づき公示する。

平成16年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

| 開設者の名称            | 施設の名称         | 施設の所在地           | 辞退年月日      |
|-------------------|---------------|------------------|------------|
| 社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会 | 特別養護老人ホーム 笑寿苑 | 大原郡加茂町大字加茂中915番地 | 平成16年3月31日 |

## 島根県告示第413号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称                | 指定した事業 | 事業所の名称            | 事業所の所在地           | 指定年月日      |
|-----------------------|--------|-------------------|-------------------|------------|
| 財団法人 しまね・さわやか生涯福祉センター | 居宅介護   | さわやか東部ライフサポートセンター | 松江市御手船場町557-7     | 平成16年3月30日 |
| 社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会      | 居宅介護   | きすき障害児（者）居宅介護センター | 大原郡木次町東日登351-5    | 平成16年3月30日 |
| 社会福祉法人 かも福祉会          | 居宅介護   | ヘルパーステーションかも      | 大原郡加茂町大字宇治328     | 平成16年3月30日 |
| 社会福祉法人 おおつか福祉会        | 居宅介護   | もくもく苑訪問介護事業所      | 出雲市矢野町845         | 平成16年3月30日 |
| 有限会社 三晃               | 居宅介護   | 有限会社 三晃           | 浜田市下府町1579-2      | 平成16年3月30日 |
| 社会福祉法人 邑智福祉振興会        | 短期入所   | くるみ学園             | 邑智郡石見町大字中野3595-18 | 平成16年3月30日 |

## 島根県告示第414号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称           | 指定した事業 | 事業所の名称                 | 事業所の所在地          | 指定年月日       |
|------------------|--------|------------------------|------------------|-------------|
| 社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会 | 居宅介護   | きすき障害児(者)居宅介護センター      | 大原郡木次町東日登351 - 5 | 平成16年 3月30日 |
| 社会福祉法人 かも福祉会     | 居宅介護   | ヘルパーステーションかも           | 大原郡加茂町大字宇治328    | 平成16年 3月30日 |
| 有限会社 三晃          | 居宅介護   | 有限会社 三晃                | 浜田市下府町1579 - 2   | 平成16年 3月30日 |
| 社会福祉法人 恵寿会       | デイサービス | 出雲サンホーム身体障害者デイサービスセンター | 出雲市神西沖町1315      | 平成16年 3月30日 |
| 社会福祉法人 かも福祉会     | 短期入所   | 笑寿苑短期入所                | 大原郡加茂町大字加茂中915   | 平成16年 3月30日 |

## 島根県告示第415号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称               | 指定した事業 | 事業所の名称            | 事業所の所在地             | 指定年月日       |
|----------------------|--------|-------------------|---------------------|-------------|
| 財団法人しまね・さわやか生涯福祉センター | 居宅介護   | さわやか東部ライフサポートセンター | 松江市御手船場町557 - 7     | 平成16年 3月30日 |
| 社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会     | 居宅介護   | きすき障害児(者)居宅介護センター | 大原郡木次町東日登351 - 5    | 平成16年 3月30日 |
| 社会福祉法人 かも福祉会         | 居宅介護   | ヘルパーステーションかも      | 大原郡加茂町大字宇治328       | 平成16年 3月30日 |
| 社会福祉法人 おおつか福祉会       | 居宅介護   | もくもく苑訪問介護事業所      | 出雲市矢野町845           | 平成16年 3月30日 |
| 有限会社 三晃              | 居宅介護   | 有限会社 三晃           | 浜田市下府町1579 - 2      | 平成16年 3月30日 |
| 社会福祉法人 かも福祉会         | 短期入所   | 笑寿苑短期入所           | 大原郡加茂町大字加茂中915      | 平成16年 3月30日 |
| 社会福祉法人 邑智福祉振興会       | 短期入所   | くるみ邑美園            | 邑智郡石見町大字中野3595 - 18 | 平成16年 3月30日 |
| 隠岐広域連合               | 短期入所   | 仁万の里更生部           | 隠岐郡都万村大字都万2582 - 1  | 平成16年 3月30日 |
| 隠岐広域連合               | 短期入所   | 仁万の里授産部           | 隠岐郡都万村大字都万2582 - 1  | 平成16年 3月30日 |
| 社会福祉法人 邑智福祉振興会       | 地域生活援助 | 明和寮               | 邑智郡石見町大字中野2384 - 1  | 平成16年 3月30日 |
| 社会福祉法人 邑智福祉振興会       | 地域生活援助 | 清和寮               | 邑智郡石見町大字中野2385      | 平成16年 3月30日 |
| 社会福祉法人 いわみ福祉会        | 地域生活援助 | あったホーム            | 浜田市熱田町558 - 18      | 平成16年 3月30日 |

島根県告示第416号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の24第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定したので、同法第15条の31第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

| 経営主体の名称        | 指定した施設種別 | 施設の名称     | 施設の所在地              | 指定年月日       |
|----------------|----------|-----------|---------------------|-------------|
| 社会福祉法人 邑智福祉振興会 | 入所更生     | くろみ邑美園    | 邑智郡石見町大字中野3595 - 18 | 平成16年 3月30日 |
| 社会福祉法人 四ツ葉福祉会  | 入所授産（分場） | 四ツ葉園分場のぞみ | 松江市古志町720 - 1       | 平成16年 3月30日 |

島根県告示第417号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
益田市大草町1006 - 17、1006 - 18
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

島根県告示第418号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
大原郡木次町大字湯村2110 - 1、2110 - 2、2111 - 2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 島根県告示第419号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 解除予定保安林の所在場所

八束郡美保関町大字美保関1357 - 1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

魚つき

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び美保関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第420号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツインタウン一畑 島根県松江市殿町130番地、383番地

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社中央ビル 代表取締役 森脇 譲 島根県松江市殿町383番地

一畑電気鉄道株式会社 代表取締役 大谷厚郎 島根県松江市中原町49番地

## (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

空床

（変更後）

有限会社みしまや 代表取締役 三島敏功 島根県松江市雑賀町99番地

イ 変更の年月日

平成15年10月22日

## 2 届出年月日 平成16年 3月30日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市商工課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第421号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第24条の7第10項の規定に基づき、貸金業務取扱主任者研修に関する事務を次の団体に行わせることとした。

平成16年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 名称

社団法人全国貸金業協会連合会

2 主たる事務所の所在地

東京都港区三田三丁目 7 番13号

3 研修事務を取り扱う事務所の所在地

東京都港区三田三丁目 7 番13号

4 研修事務を行わせることとした日

平成16年 4月13日

島根県告示第422号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の種類 | 路 線 名  | 区 間                            | 上り線又は下り線の別 | 指 定年月日         |
|-------|--------|--------------------------------|------------|----------------|
| 県 道   | 益田停車場線 | 益田市駅前町10番 1 地先から同町 1 番 9 地先まで  | 上り線        | 平成16年<br>4月13日 |
| "     | 益田澄川線  | 益田市駅前町10番 1 地先から同町172番 2 地先まで  | 下り線        | "              |
| "     | "      | 益田市駅前町10番 2 地先から同町140番 5 地先まで  | 上り線        | "              |
| "     | "      | 益田市駅前町172番 2 地先から同町171番 1 地先まで | 下り線        | "              |

島根県告示第423号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成16年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 道路の位置  
簸川郡斐川町大字直江248番 4
- 2 道路の幅員  
5.0メートル
- 3 道路の延長  
87.73メートル
- 4 位置標示方法  
別紙図面図示位置に、金属標及び道路可変側溝を設置して標示する。
- 5 指定の年月日及び番号  
平成16年 4月 6日 第 9 号

## 備考

別紙図面は、出雲土木建築事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。

---

公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日  
平成16年 4月 2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 東出雲まちなかの駅 女寅
- 3 代表者の氏名  
石原 茂
- 4 主たる事務所の所在地  
八束郡東出雲町大字揖屋町802番地 2
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、みんなの力を持ち寄って夢のある地域をつくっていこうとする思いを形にするため、地域住民や企業、団体、地域外の人々に対して、誰もが安心して集える憩いの場づくり、まちのあらゆる情報の発信、さまざまな交流の促進、地域を活性化する事業を行い、住む人の顔が見えるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類  
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間  
申請書を受理した日から 2 月間
- 8 縦覧場所  
県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）  
特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に

係る図書の送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年 4 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
出雲都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課